

令和8年8月28日(金)
令和8年度保健師中央会議
資料 7

小規模自治体支援の取組 —愛知県の支援と自治体の実践—

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課

担当課長 中根 恵美子

北設楽郡東栄町福祉課

主 任 美濃羽 冴子

本日本伝える内容

1 愛知県の取組

- 愛知県の人材確保支援計画（特定町村人材確保支援事業）

2 北設楽郡東栄町の取組

- 東栄町における取組の実際（特定町村人材確保支援事業）
- 広域的な取組（厚生労働省モデル事業への参加）

1 愛知県の取組

愛知県概要

○市町村数：54
(政令市1、中核市：4)
A類型市町村：50市町村
B類型市町村：4市町村

○保健所数（県設置）：11

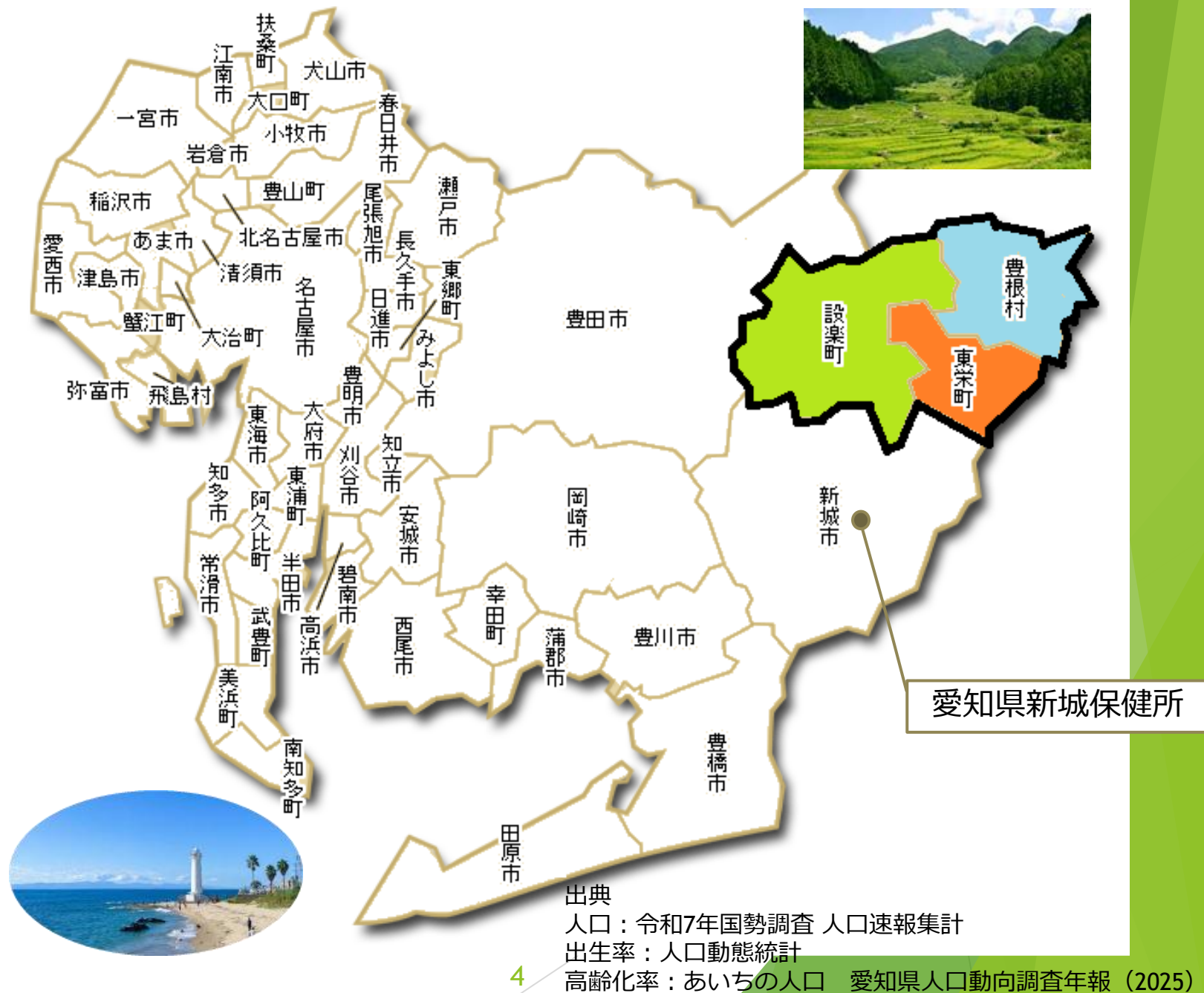
○二次医療圏数：11

<参考>

○総人口：7,449,403人(全国第4位)
名古屋市再掲：2,345,892人
※2025.10.1現在 国勢調査より

○出生率6.4（2024年）

○高齢化率25.9（2025年）



設楽町

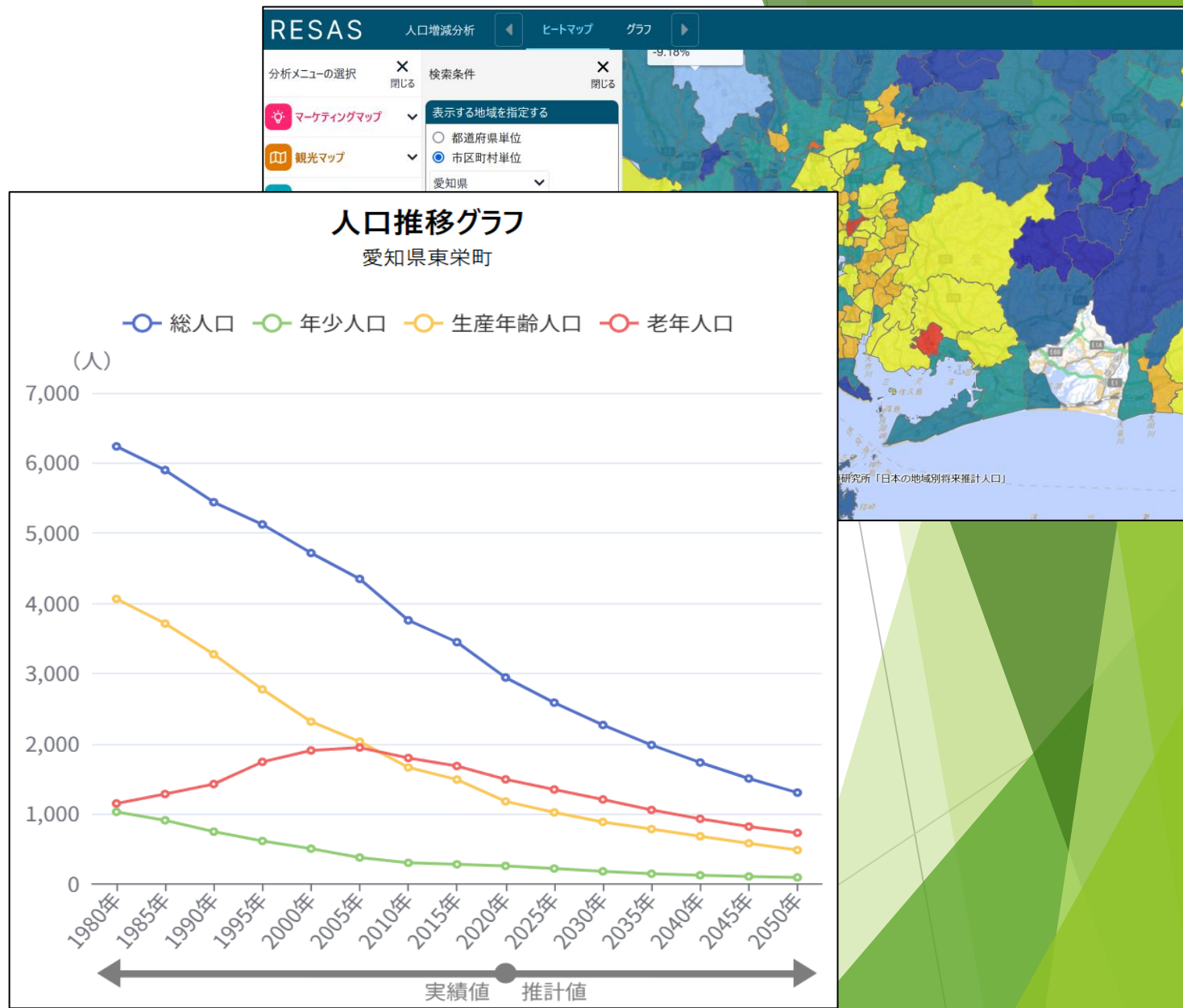
- 人口 3,929人
- 出生数 9人
- 高齢化率 52.8%
- 令和8年度保健師数 4人

東栄町

- 人口 2,464人
- 出生数 7人
- 高齢化率 53.1%
- 令和8年度保健師数 3人

豊根村

- 人口 835人
- 出生数 2人
- 高齢化率 54.7%
- 令和8年度保健師数 3人



出典 人口：令和7年国勢調査 人口速報集計
出生数：人口動態統計（2024年）
高齢化率：あいちの人口 愛知県人口動向調査年報（2025）
令和8年度保健師数：令和8年度市町村保健師充足計画

人材確保支援計画（第7次）

1 計画策定の背景

地域保健対策を円滑に推進していくためには、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスに必要な人材の確保及び資質の向上を図ることが必要であるが、町村によっては必要な対策を講じても人口規模等地域の特性により必要な人材の確保が困難な場合がある。

本県では、地域保健法第24条に基づき申出のあった町村（以下「特定町村」という。）について、平成7（1995）年度から、人材確保支援計画を策定し特定町村保健師の確保・定着及び資質向上を図っている。

人材確保支援計画（第7次）

2 特定町村

計画における特定町村は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は山村振興法（昭和40年法律第64号）のいずれかに該当する町村のうち、申出のあった設楽町、東栄町、豊根村とする。

3 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

人材確保支援計画（第7次）

4 基本方針

特定町村における地域保健対策の円滑な実施を図るために必要な保健師人材の確保・定着及び資質の向上を図る。

- （１）特定町村に必要な人材確保
- （２）特定町村保健師の人材の定着
- （３）特定町村保健師の資質の向上

＜特定町村の保健師確保目標数＞（令和7（2025）年3月末現在）

東栄町 現員数 3人 / 目標数 3人

人材確保支援計画（第7次）

5 施策体系

特定町村・管轄する保健所・本庁担当課が適切な役割分担のもと、連携・協力して、愛知県特定町村人材確保支援事業実施要領により、以下の事業を実施する。

愛知県特定町村確保支援事業

- （１）特定町村人材確保支援事業の計画及び評価事業
- （２）地域保健活動推進事業（新城保健所）
- （３）地域保健活動PR事業（医療計画課）

特定町村における地域保健対策の円滑な実施

特定町村保健師の人材確保・定着及び資質向上

愛知県特定町村人材確保支援事業



愛知県では、設楽町・東栄町・豊根村について「人材確保支援計画」を策定し、保健師の人材確保・定着・資質の向上を図り、地域保健活動の円滑な推進を図っています。ここでは、3町村の保健師の活動を紹介します。

- 1 保健師をめざすあなたへ
- 2 愛知県のプロフィール
- 3 愛知県の町村保健師 設置状況マップ
- 4 我が町村紹介 先輩からのメッセージ



設楽町



東栄町



豊根村

(1)

特定町村人材確保支援事業
及び計画及び評価事業

管轄保健所または本庁担当課は、推進会議を開催し、特定町村等と愛知県特定町村人材確保支援事業の実施、人材確保支援計画及び特定町村における地域保健対策の推進について協議する。

(2)

地域保健活動推進事業

特定町村が実施する地域の健康課題解決のための地域保健活動について、管轄保健所が支援を行うことで特定町村における地域保健活動の充実と人材育成に資する。

(3)

地域保健活動PR事業

特定町村及び本庁担当課は、協力して特定町村の地域保健活動の紹介や求人情報等を周知し、特定町村における保健師人材の確保の一助とする。

2 北設楽郡東栄町の取組



北設楽郡東栄町概要 (R8.4.1現在)

- 人口：2,557人※1
- 2040年推計人口※2：1,730人
- 生産年齢人口率：40.0% (1,032人)
- 世帯数：1,264世帯
- 高齢化率：52.3% (1,338人)
- 出生数：6人

合計特殊出生率※3：1.75

※1 住民基本台帳

※2 日本の地域別将来推計人口(令和5年推計), 国立社会保障・人口問題研究所

※3 平成30年～令和4年 人口動態保健所市区町村別統計,e-Stat



静岡県との国境の町。
集落は急流沿いのわずかな平地や緩斜面に点在。
産業はブロイラーの生産、とうえい温泉など。
鎌倉時代から続く重要文化財にもなっている「花祭」は、
町の一大行事となっている。

保健師の配置状況と組織図

○保健師数：3人（20代1人、40代2人）

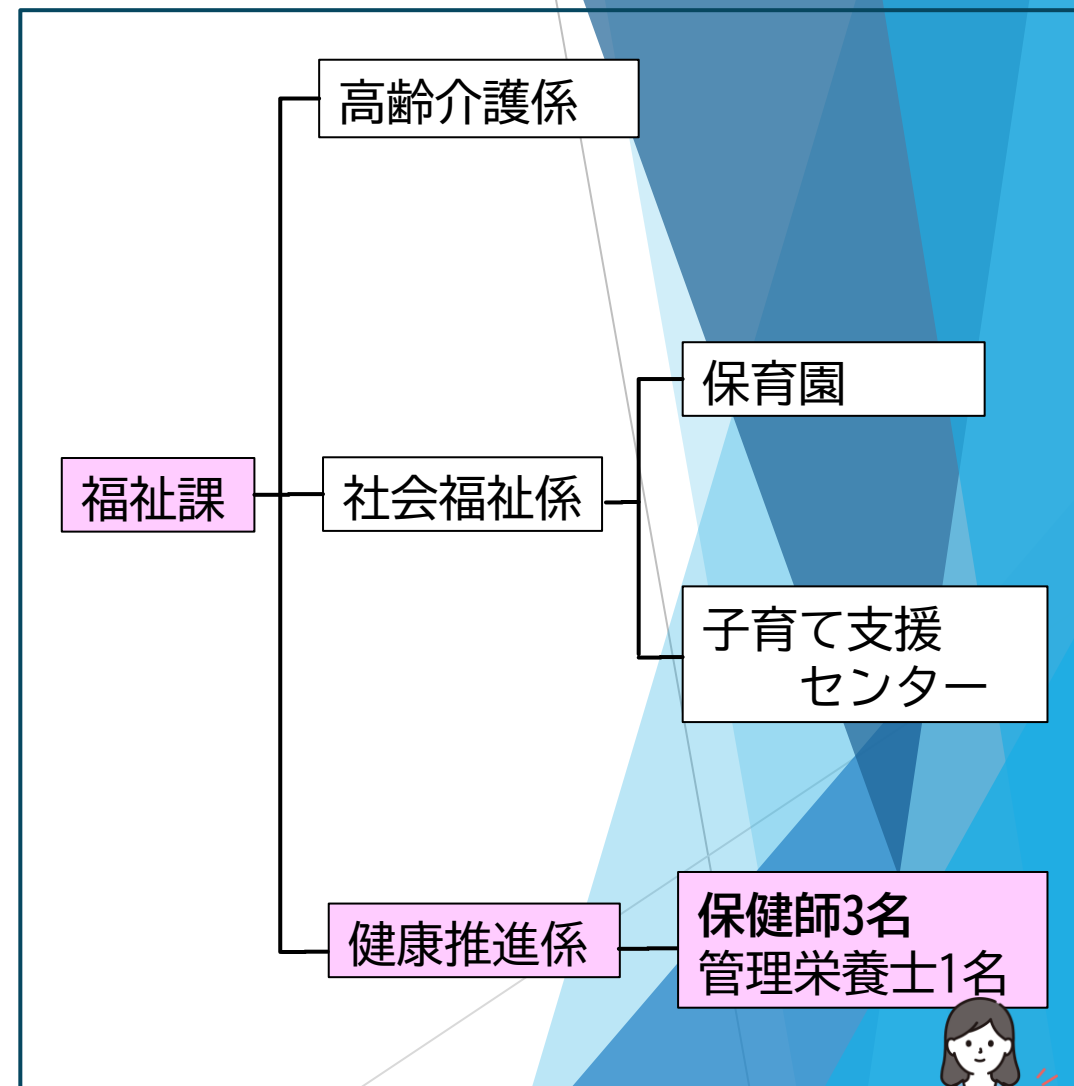
○配置部署：福祉課健康推進係

○管轄保健所：新城保健所

単位：人

	目標数	現員数	新規（再）	退職数
令和2年度	4	4		2
令和3年度	4	3	（1）	
令和4年度	4	3		
令和5年度	4	3		1
令和6年度	4	3	（1）	
令和7年度	3	3		
令和8年度	3	3		

組織図



新城保健所との地域保健活動推進事業の取組状況

年度	内容
平成29年度	住民健診データの分析から考える保健事業
平成30年度	住民健診データの分析から考える保健事業
令和元年度	災害時保健活動における体制整備
令和2年度	災害時保健活動における体制整備
令和3年度	災害時保健活動における体制整備
令和4年度	子育て世代包括支援センターの機能強化に向けた乳幼児健康診査情報の活用
令和5年度	子育て世代包括支援センターの機能強化に向けた歯科保健と生活習慣に焦点を当てた乳幼児健康診査情報の活用
令和6年度	保健師業務の最適化を図るための業務整理の実施
令和7年度	多職種が連携して困難事例を支援できる関係づくり
令和8年度	健康教育の保健指導技術をととした人材育成事業

県保健所と毎年テーマを相談しながら、その時に助言や指導がもらいたいと思う事業に取り組んでいます。

計画書の作成段階から保健所と検討を重ねるため、企画力が養われます



新城保健所との地域保健活動推進事業の取組状況

令和7年度『多職種が連携して困難事例を支援できる関係づくり』

	内 容	保健所の支援
1 回	「精神疾患を抱え、訪問看護師が介入している事例」 ＜参加機関＞ 新城保健所保健師・精神保健福祉相談員、精神科医師、 町保健師、訪問看護師、相談支援事業所	・精神科医師によるコンサル テーションの調整 ・精神保健福祉相談員の参加
2 回	「食生活や生活様式に拘りがある子育てをする夫婦の事例」 ＜参加機関＞ 新城保健所保健師、大学講師、管内の保健師、新城設楽福祉相談 センター相談員、町保健師、民生主任児童委員、保育園保育士	・新任期保健師の現任教育を兼 ね、管内保健師の参加を呼び かける
3 回	「多様なニーズを抱えた子・保護者へ対する事例」 ＜参加機関＞ 新城保健所保健師・精神保健福祉相談員、児童発達支援施設保育士、 新城設楽福祉相談センター相談員、 町保健師、民生主任児童委員、保育園保育士	・保健所精神保健福祉相談員の 参加

【保健活動手引きに係るモデル事業への参加】 テーマ：保健活動の広域化・合同実施等

1. 東栄町における乳幼児健診の合同実施の経緯

令和4年秋 小児科医が急病で健診に従事できなくなる

令和4年冬 令和5年度の従事も困難であると連絡

安定した事業運営のために小児科医が複数在籍している医療機関へ依頼。
同じ課題に直面していた東栄町と豊根村で合同健診を実施することで話が
まとまる。

令和5年度 東栄町と豊根村で合同乳幼児健診を開始（4回/年）

2. モデル事業への参加の意図

これまでの2町村での合同健診の課題を整理し、今後の参加自治体の拡大を
見据え、持続的かつ効率的な合同健診の実施体制及び運営の仕組みを構築する
機会としたい。

【保健活動手引きに係るモデル事業への参加】 テーマ：保健活動の広域化・合同実施等

3. モデル事業への参加自治体

愛知県北設楽郡 設楽町・東栄町・豊根村
愛知県新城保健所、愛知県医療計画課



町村だけで抱え込まずに
保健所とも相談して、
一緒に課題を整理できる。

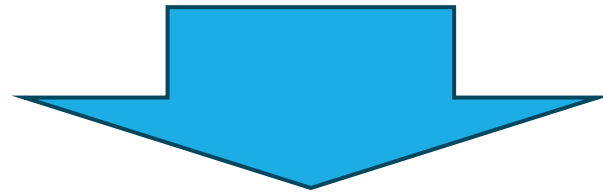
4. モデル事業における検討内容

今後も少子化と人口減少は進み、健診のための専門職の確保が困難であると予測。単独町村による健診は難しいため、現在は東栄町と豊根村での健診合同実施であるが、北設楽郡の3町村での合同健診を見据えた仕組みづくりについて検討

県保健所と協働して取り組むこと

<東栄町の現状>

- 日々の事業を実施していくだけで精一杯
- 事務作業も多く取り組むテーマの選定や内容の検討が大変
- 保健所と物理的・心理的に距離がある
- 町保健師が定着しない、引き継がれていかない



<保健所と協働することのメリット>

- 町保健師が立ち止まって一緒に保健活動について考える機会になる
- 保健活動の視点や思考が養われ、町の保健師人材育成につながる
- 保健所の多職種との連携がはかれる
- 町保健師の困り感に寄り添ってもらえることで、県に現状や課題を伝える機会になる

保健所の担当者が代わると、町への支援方法が変わり、一から関係を構築する難しさもあるけれど…



県保健所は
町保健師のパートナー



これまでの特定町村事業の取組成果

- 特定町村で一定数保健師の確保ができています。
- 特定町村保健師の人材育成を図り、保健師の定着に寄与している。
- 特定町村間の取組をお互いに共有することで、地域全体の保健活動の底上げにつながっている。
- 県保健所と町村間、町村間同士の連携強化につながっている。
- 本事業を行うことにより、県保健師が町村の困りごとに寄り添い、市町村が何を大切にしているか、何に困っているのかを丁寧に聞き取る力を養い、対応策を共に考える経験や各自治体との調整力が問われる経験をすることで、県保健師の人材育成につながっている。

今後に向けて

- 今後の特定町村事業のあり方についての検討
- 特定町村における支援を継続するとともに、その他の市町村に対しても人材育成及び人材確保に関する支援の充実を図る必要がある
- 保健師人材確保のためのPR方法の検討
- 県保健所の市町村支援能力の向上

